

【新税率適用時期について】

(水道料金・公共下水道使用料)

令和元年10月1日(消費税法改正施行日)以降に開栓されたものについては、**新税率10%が適用されます。**

ただし、施行日(令和元年10月1日)前から継続してご使用されている場合は、消費税の経過措置により、つぎのとおりとなります。

◆旧税率・新税率の適用月について◆

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
隔月検針のお客さま		定例検針		定例検針		定例検針
	旧税率料金 請求月:10月・11月		旧税率料金 請求月:12月・1月		新税率料金 請求月:2月・3月	
毎月検針のお客さま (口径50mm以上、または 東尾道の一部)	定例検針	定例検針	定例検針	定例検針	定例検針	定例検針
	旧	旧税率料金 請求月:10月	旧税率料金 請求月:11月	新税率料金 請求月:12月	新税率料金 請求月:1月	新税率料金 請求月:2月

◆隔月検針のお客さまの場合◆

- ・11月検針分(12月・1月請求分)までは、旧税率8%が適用されます。
ただし、9月30日の開栓については、11月検針分において旧税率8%と新税率10%の按分が生じます。
- ・1月検針分(2月・3月請求分)からは、新税率10%が適用されます。
- ・11月検針日以降に閉栓した場合、旧税率8%と新税率10%の按分が生じます。

◆毎月検針のお客さまの場合◆

- ・10月検針分(11月請求分)までは、旧税率8%が適用されます。
- ・11月検針分(12月請求分)からは、新税率10%が適用されます。

(御調町公共下水道使用料)

◆汚水排除元の用途が一般家庭・主に水を使用しない事業所・振興区等集会所のお客さまの場合◆

(世帯員数・従業員数で料金の決まるお客さま)

- ・9月使用分(10月請求分)までは、旧税率8%が適用されます。
- ・10月使用分(11月請求分)からは、新税率10%が適用されます。

◆上記以外のお客さまの場合◆

(排水量で料金の決まるお客さま)

- ・10月検針分(11月請求分)までは、旧税率8%が適用されます。
- ・11月検針分(12月請求分)からは、新税率10%が適用されます。